

カーボン・オフセット推進ネットワーク 会則

第1条（名称等）

- (1) 本会は「カーボン・オフセット推進ネットワーク」（「ネットワーク」という）と称する。英文では Carbon Offset Network, Japan と表示し、略称を CO-Net とする。
- (2) ネットワークは、主たる事務所を東京都港区芝公園3丁目1番8号に置く他、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
- (3) 設立日は、平成21年4月8日とする。

第2条（目的）

本会は、日本の低炭素社会への移行を活性化する有用な手段の一つとして、カーボン・オフセットに関連する活動の持続的かつ発展的な普及推進を図ることにより、あらゆる主体の適切な理解に基づくカーボン・オフセットへの参加を促進し、同時に会員が進める環境社会貢献活動に裨益することを目的とする。

第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、低炭素化に向けた国民運動として位置づけられているカーボン・オフセットの取組を推進するという前提に立ち、協働して以下の基本方針に即した活動を行う。具体的な活動内容は、総会で議決する活動計画により定める。

- (1) カーボン・オフセット等の取組に関する需要喚起と市場形成促進
- (2) カーボン・オフセット商品・サービスの開発及び信頼性向上支援
- (3) 信頼性の高い炭素クレジットを生み出す GHG 排出削減・吸収プロジェクトの創出支援
- (4) 各制度との連携やカーボン・オフセット活用拡大に向けた提言

第4条（会員）

- (1) 本会の会員は、所定の入会申込書を事務局に提出し、理事会における承認を経て入会を認めるものとする。会員は、本会が会員名を公表することを基本的に了承する。会員は総会における議決権を持つとともに、事務局を通じて各役員に対する意見・要望等を伝えることができる。
- (2) 独立監査人による監査を行っている事業者およびその子会社、公益法人・政府認定団体（民法第34条の法人における旧社団法人、旧財団法人と特定公益増進法人、認定 NPO）、政府出資会社は、特段の理由がない限り入会申請の資格を有するものとし、理事会の承認を経て入会を認め、入会申込者に対しその旨を通知するものとする。それ以外の事業者および団体においては、原則として会員1名の推薦を必要とする。
- (3) オフセット・プロバイダー（市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者）は別に定める要件を満たした事業者に対して入会申請の資格を認める。

(4) 炭素クレジットを創出する市場メカニズム制度等において有効化・検証等の審査業務を行う機関は、別に定める要件を満たした事業者に対して入会申請の資格を認める。

第5条（年会費）

- (1) 会員は1口5万円の会費を原則として年会費として支払う。
- (2) 新規加入の会員は、入会時に当該年度の会費を一括納入するものとする。ただし、10月1日より3月31日までの間に入会する場合には当該年度の会費は一口あたり25,000円とする。
- (3) 年度途中における口数変更を可能とするが、一度支払った年会費は返却しない。
- (4) (1)に定める規定につき、別の取り扱いを求める会員については、理事会の決定によりその扱いを別に定める。

第6条（会員の退会・除名）

- (1) 会員で本会を退会しようとする者は、所定の退会届出書を事務局に届け出ることにより、任意に退会することができる。
- (2) 会員が団体または法人を解散した場合および会費を2年以上滞納した場合は、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
- (3) 会員が本会の会則に違反し、本会の名誉を棄損し、または本会の目的に反するまたは協働活動を乱す行為をしたときは、理事会の議決を経て、当該会員を除名することができる。

第7条（役員と役員の職務）

本会に次の役員をおく。理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(1) 代表理事 1名

代表理事は本会を代表するとともに、理事会および総会を総轄する。代表理事は理事のうち1名を代表代行に指名することができ、代表代行は代表理事不在の場合に代表理事の業務を代行することができる。

(2) 理事（理事会社） 10名以上、15名以内

理事はこの会則の定めおよび総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

(3) 監事（監事会社） 2名以上

監事は理事の業務執行の状況、および本会の財産状況を監査し、会員に報告する。監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

第8条（臨時役員）

理事会の承認のもと、必要に応じて臨時役員をおくことがある。この臨時役員については、理事会において議決権を持たず、会員であることを要求しないものとする。臨時役員の役職名については、必要に応じて別に定めるものとする。

第9条（役員を選任・任期・解任）

- (1) 役員は理事会および監事会の推薦により候補者名簿を定め、理事会にて選任の上、総会において承認する。なお、平成21年度の役員は発起人会の承認をもって選任されるものとする。
- (2) 役員は任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- (3) 役員が本会の名誉を棄損し、本会の目的に反する行為を行うなど、役員にふさわしくない行為があると認められるときは、理事会決議により解任することができる。ただし、解任にあたっては当該役員にあらかじめ通知を行うとともに、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第10条（総会）

- (1) 総会は本会の意思決定機関とする。総会は全会員の3分の1以上の出席により成立する。
- (2) 委任状による意思表示は出席とみなす。意思決定は、出席者の2分の1以上の賛成により行われる。総会は1年に1回は開催するが、その他必要に応じ開催することとする。開催に際しては、代表理事が招集し、代表理事が議長を務めるものとする。

第11条（総会の機能）

総会は理事会の発議により、次の事項を承認する。

- (1) 事業計画・収支計画
- (2) 事業報告・決算報告
- (3) 会則の変更
- (4) 役員を選任
- (5) その他本会の運営上重要な事項

第12条（理事会・監事会）

- (1) 理事会は理事をもって構成され、総会に付議すべき事項、総会で議決した事項の執行に関する事項、その他会務の執行に関する事項を議決する。活動の円滑な実施のため、必要に応じて会員により構成される委員会を総会の下部組織として設置できる。
- (2) 監事会は監事により構成され、監事業務に関する事項を議決する。

第13条（活動期間および活動年度）

- (1) 本会の活動は平成25年3月31日までとし、平成25年4月1日以降の活動については、平成24年度の総会において決議を行う。
- (2) 本会の活動年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第14条（事務局）

- (1) 本会は、事務を処理するために事務局を置く。
- (2) 事務局は社団法人海外環境協力センターに委託する。

- (3) 事務局には理事会の任命のもと事務局長を置き、事務を統括する。
- (4) 活動内容の軽微な変更は、総会の議決に依らず事務局の判断により行うことができる。

第 15 条（会則）

- (1) 本会則は、発起人会による承認を得て発効し、設立総会に報告される。
- (2) 本会則の変更は、理事会の発議に基づき総会の審議により決定される。

附則

平成 21 年 4 月 8 日施行

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 23 年 5 月 10 日改正